e　：電気素量であり、代入値は、次のとおりとする。
1.602×10^{-19}［C］
I_{d0}　：受光素子の暗電流［A］
I_{eq}　：受光部の入力換算雑音［A／$\sqrt{\text{Hz}}$］
P_r　：受信用光伝送装置の受光電力であり、受信用光伝送装置の入力端子に接続される光ファイバからの出力電力を測定した値又は当該出力電力を光送信機の出力電力を基に光送信機から受信用光伝送装置までの間に介在する機器による利得及び損失を考慮して算出した値（いずれもdB単位の場合は真数に換算）を代入するものとし、受信用光伝送装置の入力端子と受光素子の間にＷＤＭフィルタを使用する場合は、その損失分（dB単位の場合は真数に換算）を除した値を用いることとする。この場合において、全ての搬送波がデジタル搬送波である有線放送設備の場合は、3.16×10^{-5}［W］以上でなければならない。ただし、最低受光電力が3.16×10^{-5}［W］以下の受信用光伝送装置を用いる場合は、光ファイバの出力電力は当該最低受光電力の値以上であることとする。

三　第一項又は前項において用いる受信用光伝送装置の入力信号光の相対強度雑音は、次の式により算出すること。

$$RIN=\sum_{k=1}^{N}\frac{2\cdot E\cdot NF_k}{P_k}+RIN_{Tx}\ [1/\text{Hz}]$$

この式において、RIN、RIN_{Tx}、E、N、NF_k及びP_kは、それぞれ次のとおりとする。

RIN　：受信用光伝送装置の入力信号光の相対強度雑音［1／Hz］
RIN_{Tx}　：光送信機出力光の相対強度雑音［1／Hz］
E　：フォトンエネルギーであり、代入値は、次のとおりとする。
1.278×10^{-16}［mJ］
N　：最終光増幅器までの光増幅器の段数［台］
NF_k　：k段目の光増幅器の雑音指数（真数）
P_k　：k段目の光増幅器の入力光電力［mW］

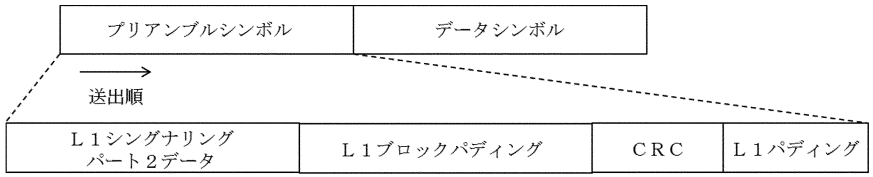
○総務省告示第九十七号

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）別図第五の規定に基づき、総務大臣が別に告示するデジタル有線テレビジョン放送方式に関する高度有線テレビジョン放送システムフレームの構成を次のように定め、平成二十七年三月二十日から施行する。

平成二十七年三月二十日　　総務大臣　山本　早苗

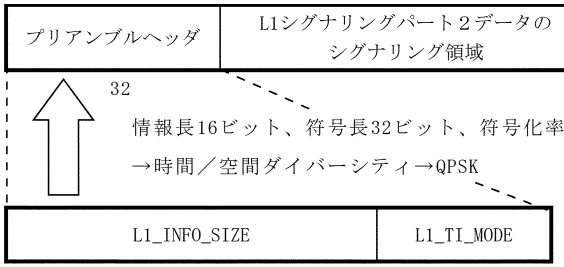
有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令別図第五に規定するデジタル有線テレビジョン放送方式に関する高度有線テレビジョン放送システムフレームの構成は、別表に示すとおりとする。

別表　デジタル有線テレビジョン放送方式に関する高度有線テレビジョン放送システムフレームの構成



注１　単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。
２　「0x」に続く数字を16進数とする。
３　‘　’で囲まれた数字は、２進数とする。
４　Ｌ１シグナリングパート２データの構成は、別記第１に示す構成とする。
５　Ｌ１ブロックパディングは、Ｌ１シグナリングパート２データとのビット数の合算値を偶数とするために付加するものとする。
６　ＣＲＣは、Ｌ１シグナリングパート２データ及びＬ１ブロックパディングの誤り検知のために付加するものとする。
７　Ｌ１パディングは、Ｌ１シグナリングパート２データが複数のプリアンブルシンボルに分割される場合の整合性を取るために付加するものとする。
８　データシンボルは、ＬＤＰＣ符号化後のデータを格納する領域とする。

別記第１　Ｌ１シグナリングパート２データの構成



注１　単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。
２　「0x」に続く数字を16進数とする。
３　‘　’で囲まれた数字は、２進数とする。
４　L1_INFO_SIZEは、Ｌ１シグナリングパート２データとＬ１ブロックパディングのビット数の合算値の半分を示すものとする。
５　L1_TI_MODEは、次表のとおり、Ｌ１シグナリングパート２の時間インターリーブモードを示すものとする。

L1_TI_MODE	モード（インターリーブ長）
‘00’	インターリーブ無し
‘01’	最適
‘10’	４OFDMシンボル
‘11’	８OFDMシンボル

６　Ｌ１シグナリングパート２データのシグナリング領域の構成は、別記第２に示す構成とする。

別記第２　Ｌ１シグナリングパート２データのシグナリング領域の構成

フィールド	サイズ（ビット）
NETWORK_ID	16
C2_SYSTEM_ID	16
START_FREQUENCY	24
C2_BANDWIDTH	16
GUARD_INTERVAL	2
C2_FRAME_LENGTH	10
L1_PART2_CHANGE_COUNTER	8